

## I 前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の概要

前橋市では、汚染されている土砂等の搬入による生活環境の被害を防止するとともに、土砂等の崩落による災害の発生を防止するため「前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」（以下「土砂条例」という。）を平成26年7月1日から施行しています。

この条例では、土砂の埋立てを「土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）をいう」と定義し、山間部の谷地の埋立て、農地改良等、土砂を用いて土地の埋め立てや盛土等を行う行為を対象としています。

また、建設工事等から発生する建設発生土を含めた土砂等を対象にしていることから、土砂等であればその質や有価物か否かは問わないものです。なお、この土砂条例に基づき、土砂等埋立て等を行う事業を「特定事業」といいます。

### 禁止される埋立て等

- ・ 土壌基準に適合していない土砂等による埋立て及び崩落が発生するおそれのある土砂等の埋立て等、また、改良材を使用した土砂等の埋立て
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物（条例第2条第1項）
- ・ 土砂条例第6条で規定する土壌基準に適合していないもの

### ※ 埋立て可能な土砂の性状：

国土交通省令で定める、第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土  
これらにセメント、石灰等を混合し、科学的安定処理をしたものや産業廃棄物に該当する汚泥等を埋め立てることはできません（施行規則第11条）

## 1 特定事業の手続き

事業者は、土砂等埋立て等を行う事業であって、造成前の土地に対して、土砂等埋立て等区域の面積が1,000㎡以上であるときは、特定事業の施工に関する計画等を定め、原則として市長の許可が必要となります。なお、複数の埋立て等を単に分けて行う場合は、それぞれの堆積に係る土地の面積を合算します。

### ① 1,000㎡未満の取り扱い

当初の予定が1,000㎡未満であっても、事業（計画）変更等（隣接の追加等）により、1,000㎡を超える搬入になった場合は、速やかに特定事業の手続きを行う必要がありますので、実現可能な実施計画を策定してください。

また、1,000㎡以上の土地で、1,000㎡未満の箇所に搬入の後、敷き均し時に1,000㎡を超える行為は敷き均し面積を事業区域として取り扱います。

土砂等による埋立て等の高さ及び法面勾配等は、規則別表第2を基準としてください。

## 2 許可基準（条例第9条）

- (1) 特定事業を的確に行うに足りる経理的基礎を有すること。

申請者が、計画事業を実施するにあたり要する十分な資金を有すること。又は当該事業を遂行するための資金収支が資金計画書により十分に見込めること。ただし、総資産を証する書類又は名寄帳により相当の固定資産を有しており、市長が認めた場合はこの限りではない。

- (2) 土砂条例第9条第1項第2号に該当しない者

申請者及び法人にあっては役員が、欠格条件に該当せず、暴力団員等でないこと。

- (3) 技術上の基準（土砂の流出、崩壊等を防止するうえでの基準 規則別表第2）

技術上の基準	
1	土砂等埋立等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置き換えその他の措置が講じられること。
2	著しく傾斜をしている土地において、施工する前の地盤と埋立て等をされる土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられること。
3	法面の勾配は、次の各号に掲げる土砂等による埋立て等の高さの区分に応じ、当該各号に定める勾配とする。
(1)	安定計算を行い安全が確保される高さ
	・安定計算を行い、安全が確保される勾配
(2)	5 mを超え10 m以下（10 mを超える場合は、安定計算書を作成）
	・垂直1 mに対する水平距離が2 m以上の勾配
(3)	5 m以下
	・垂直1 mに対する水平距離が1.8 m以上の勾配
4	擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
5	土砂等による埋立て等の高さが5 m以上である場合にあつては、土砂等による埋立て等の高さ5 mごとに幅1 m以上の段を設けること。
6	土砂等による埋立て等の完了等の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように締め固めその他の措置が講じられること。
7	土砂等による埋立て等の完了後の法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食から保護する措置が講じられること。
8	湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合にあつては、有孔管等による排水施設を設けること。
9	雨水等を適切に排水しなければ、埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災害が発生するおそれがある場合にあつては、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。

- (4) 特定事業区域が借地の場合は、土地所有者の承諾を得ること。

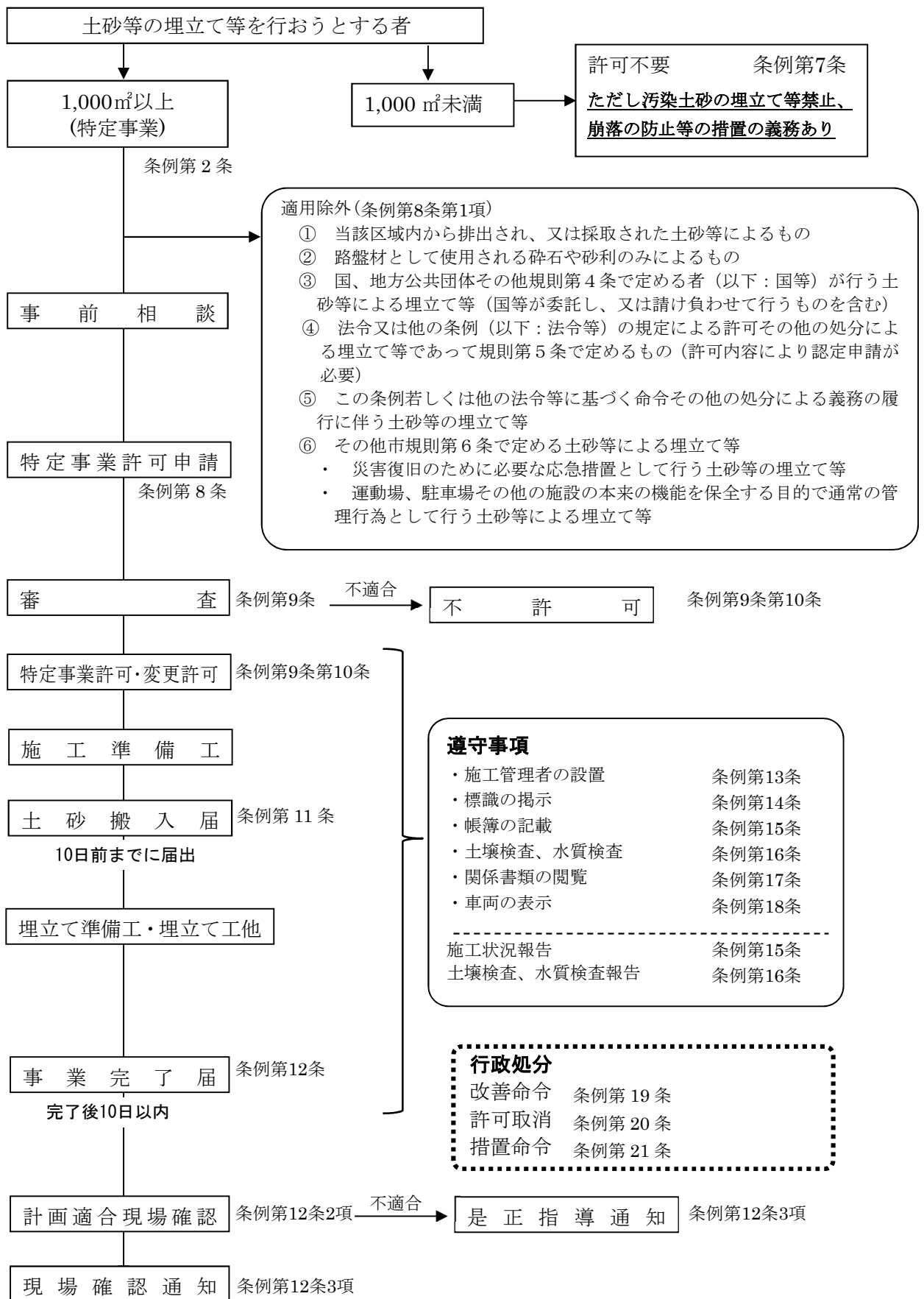
- (5) その他

- ・関係する法令等の申請、許可等の手続き、調整が取れていること。
- ・近接所有者への説明を行うよう努めること。
- ・完了後も、崩落・風化など出来形が変化した場合は、必要に応じて、市の指導に従うこと。

### 3 特定事業の許可を要しないもの（適用除外）

- (1) 当該区域内から排出され、又は採取された土砂等によるもの
- (2) 路盤材として使用される砕石や砂利のみによるもの
- (3) 国、地方公共団体その他規則第4条で定める者（以下：国等）が行う土砂等による埋立て等（国等が委託し、又は請け負わせて行うものを含む）
- (4) 法令又は他の条例（以下：法令等）の規定による許可その他の処分による埋立て等であって規則第5条で定めるもの（許可内容により認定申請が必要）
- (5) この条例若しくは他の法令等に基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等の埋立て等
- (6) その他市規則第6条で定める土砂等による埋立て等
  - ・ 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
  - ・ 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土砂等による埋立て等

# 特定事業許可申請フロー図



## Ⅱ 特定事業を申請する上での留意事項

### 1 他法令による規制の確認

特定事業の実施場所、規模、態様等によっては、他法令の規制を受けることとなりますので、土砂条例に基づく許可申請とは別に各法令に基づく手続きが必要となります。

特定事業の許可申請を行う前に、他法令による諸手続きの有無を十分確認してください。

法令の名称	必要な手続き	確認先
都市計画法	開発許可	前橋市 建築指導課
森林法	林地開発許可、伐採届	前橋市 赤城森林事務所 群馬県 渋川森林事務所
農地法	農地転用許可等	前橋市 農業委員会事務局
群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例	開発事業の承認等	群馬県 地域創生課 土地・水対策室
文化財保護法	発掘調査等	前橋市 文化財保護課
道路法、河川法等 (法定外公共物：赤道、青道等の 取扱い及び搬出入経路を含む)	道水路・河川の占用工事、 接道工事、排水処理工事等 の必要性確認	前橋市 道路管理課等 群馬県 前橋土木事務所
建築基準法 (仮設事務所等の設置の場合は 不要)	必要性の確認	前橋市 建築指導課
大気汚染防止法(粉じん)、騒音規 制法、振動規制法	該当か否かを確認	前橋市 環境森林課
前橋市自然環境、景観等と再生可 能エネルギー発電設備設置事業と の調和に関する条例	該当か否かを確認	前橋市 都市計画課

上記の他にも地形・地目・指定地域等により規制の対象や手続きが必要となる場合もありますので適宜確認をしてください。

### 2 土地所有者への説明

特定事業が借地の場合は、土地所有者の承諾書が必要です。

承諾を受ける際は、後日紛争等が生じることがないように、事業計画の内容を土地所有者に十分説明してください。

また、隣接地所有者等だけでなく自治会や近隣住民に対しても、事業開始前に事業計画の内容を説明するとともに、事業開始後は、施工に伴う騒音・振動・砂塵の抑制、土砂運搬車両の運行配慮その他特定事業に関する要望等への対応に努めてください。

### 3 土砂等の性状による搬入の制限

次に掲げる土砂等は、特定事業区域に搬入してはいけません。

- (1) 土砂条例で定められている土壌基準に適合していないもの
- (2) 国土交通省令で定められている第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土のいずれにも該当しないもの
- (3) セメントや石灰を混合し、化学的安定処理をしたもの
- (4) 産業廃棄物に該当する汚泥

### 4 土砂等の搬入の事前届出

特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、搬入しようとする日の10日前までに市長に届け出なければなりません。(様式第8号：土砂等搬入届出書)

排出場所が変わらなくても、搬入量が5,000m<sup>3</sup>を超えるときは、5,000m<sup>3</sup>を超えるごとに届け出なければなりません。

届出書には、排出元証明書や搬出する場所ごとに土壌検査証明書を添付しなければなりません。

### 5 施工管理等

特定事業の施工に当たっては、次の点を遵守するとともに、施工管理者は、許可どおり計画的に施工されるよう適切に管理してください。

- ・ 許可を受けた施工計画、周辺地域の生活環境保全及び災害発生防止計画に則り施工すること。
- ・ 特定事業区域に土砂等を搬入する車両には、土砂等の搬入に供する車両である旨を見やすい箇所に表示し、搬入を委託する場合にはその旨を表示させるよう努めること。

(P51：別記5参照)

### 6 定期報告

許可事業者は、許可を受けた日から3か月ごと(月の中途において許可を受けたときは許可を受けた日の属する月を1か月とみなす)に、遅滞なく特定事業区域に搬入された土砂等の数量等を市長に報告しなければなりません。

### 7 事業内容の変更

特定事業の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、事前に変更の許可を受けなければなりません。(P55：別記7及びP57：別記8参照)

### 8 特定事業を行うことができる期間

許可を受けて特定事業を行うことができる期間は、最長で3年です。また、特定事業の期間を延長する場合は、1年を超えて延長することはできません。なお、やむを得ない理由により

最大延長期間を超えても特定事業が完了しないと想定される場合はその時点における現況にて事業を完了する必要があります。その際、再度申請が必要となることがあります。

## 9 土壌検査・水質検査の実施

特定事業区域内の土壌検査及び水質検査は6か月ごとに実施し、検査結果を市長に報告しなければなりません。

6か月が経過しなくても、搬入した土砂等の数量が5,000 m<sup>3</sup>を超えるときは、5,000 m<sup>3</sup>を超えるごとに検査を実施しなければなりません。

検査に用いる試料を採取するときは、市の担当職員が立ち会いますので、事前に日程を調整してください。

## 10 立入検査への対応

特定事業の実施中は、市の担当職員が随時立入検査を実施しますので、検査に応じてください。検査の結果、問題が認められた場合は改善を指示しますので、指示に従ってください。

## 11 汚泥等の適正処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「土壌汚染対策法施行規則」等に定める基準に適合しない汚染土壌は、各個別法令によって定められた処理方法によって適正に処理してください。

## 12 申請手数料について

申請手数料は次のとおりです。市が発行する納入通知書により納めてください。

新規許可申請手数料	1件につき 30,000円
変更許可申請手数料	1件につき 20,000円

## 13 その他申請、届出等提出に係る留意事項

- (1) 申請書、届出書等の押印は、許可申請書に押印した印（許可申請書に添付の印鑑証明書の印）を押印してください。
- (2) 申請、届出等を行政書士等が代行する場合、委任状を必ず添付してください。
- (3) 申請、届出等の提出部数は1部とします。控えが必要な場合には、別途用意してください。
- (4) 特定事業許可後の変更許可申請や各種届出は、特定事業の許可事業者のみとします。許可を受けた者以外からの申請、届出は受け付けませんので注意してください。

### Ⅲ 申請・届出・施工方法等

---

#### 1 許可申請準備から埋立て準備までの施工方法

##### (1) 許可申請準備

- ① 特定事業区域・土砂等埋立て等区域の確認  
特定事業区域を明確にするため、木杭（赤スプレーを塗布）等を打設します。
- ② 測量を実施し、特定事業区域の平面図・縦断図・横断図・排水施設計画図等を作成してください。（測点間隔は原則20mとし、測点には木杭(赤スプレー塗布)を打設します。）
- ③ 上記①②の作業後に、特定事業区域・土砂等埋立て等区域の着工前の現況写真を撮影
- ④ 特定事業に関する許可申請書等の様式及び作成内容については、以下を参照してください。
  - ・ 特定事業許可申請書の記載要領……………別記1
  - ・ 特定事業の施工に関する（変更）計画書……………別記2
  - ・ 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画書……………別記3

許可申請に必要な書類を揃え、市に申請



市の確認

市による現地確認に立ち会うとともに、事業計画の説明



許 可



## (2) 施工準備工

特定事業区域には、標識（様式第16号）を設置

様式第16号

特定事業に関する標識	
許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 前橋市許可 第 号
埋立て等の目的	
特定事業を行う場所の所在地	
特定事業を行う者の住所、氏名及び電話番号	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 電話番号
特定事業の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
特定事業区域の面積	m <sup>2</sup>
土砂等の排出場所及び予定数量	排出場所 搬入予定数量 m <sup>3</sup>
施工管理者の氏名	

備考 ① 縦は120センチメートル以上、横は90センチメートル以上とすること。

② 変更許可を受けた時は更新すること。

## (3) 埋立て準備工

- ① 地山勾配が1：4以上の傾斜地に埋立て等行う場合は、埋立て等土砂が滑らないように、現地盤に幅1m以上の段切りを施工（P21 図-2参照）
- ② 許可を受けた施工計画に合わせ、盛土の計画高、盛土又は切り土の計画法面勾配等を示す丁張りを要所に設置する。

また、施工中の立入検査、完了時の完了検査に備えて、可能な限り事業完了まで存置する（設置に当たっては、事業完了まで存置することを考慮の上、設置場所を設定する。）。

## 2 土砂等搬入届出から完了検査まで

### (1) 土砂等搬入届

土砂等を搬入する日の10日前までに土砂等搬入届出書(様式第8号)を市に提出する

- ① 排出場所ごと。
- ② 同一の場所からの搬入量が5,000m<sup>3</sup>を超えるごと。(※一度に最高5,000m<sup>3</sup>まで)
- ③ 排出元証明書(様式第9号)及び土壌検査証明書を添付する。

- ① 搬出場所から直接搬入せず、一時仮置き場(ストックヤード等)を経由する場合は、その一時仮置き場から排出する土砂の土壌検査証明書を添付し、土砂等搬入届出書(様式第8号)を提出する。
- ② 許可を受けた者が、車両を使用し、又は他人に委託して特定事業区域に土砂等を搬入するときは、当該車両の見やすい箇所に規則で定める事項を表示し、又は表示させるよう努めなければならない。
- ③ 土砂等搬入届出書等の様式及び作成内容については以下を参照すること。
  - ・土砂等搬入届出書の記載要領……………別記4
  - ・車両の表示要領……………別記5

### (2) 埋立て工

- ① 埋立て等の締め固めは、ブルドーザー又はバックホーで施工し、1層を30cm程度で層状に施工しながら、法面を整形する。
- ② 法面は、埋立て等高さ(法面の最下部から最上部までの高さ)5m以下の場合には垂直1mに対する水平距離が1.8m以上の勾配、5mを超え10m以下の場合には垂直1mに対する水平距離が2m以上の勾配となるよう整形する(P22 図4参照)。
- ③ 埋立て等高さ(法面の最下部から最上部までの高さ)5mごとに幅1m以上の小段を設けるとともに、小段には水が溜まらないよう、5%程度の勾配を設ける。
- ④ 日頃から搬入された土砂等の量がわかるように特定事業施工管理台帳(様式第17号)を記帳する。
- ⑤ 要所ごとに写真撮影を行う。
- ⑥ 埋立て工については、以上の工程を繰り返し、必要に応じて埋立て等を行った法面保護のため、緑化等の法面保護工を施工する。

### (3) 排水施設工、擁壁工

- ① 湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合は、有孔管等による排水施設を設ける。また、雨水等を適切に排水しなければ埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災害が発生するおそれがある場合は、十分な能力及び構造を有する排水施設を設ける。
- ② 擁壁等を設ける場合は、宅地造成規制法施行令第6条から第10条までの規定を遵守すること。  
※設置する構造物の内容によっては、準備工、防災工として埋立て工前に施工すること。

#### (4) 施工状況報告

特定事業の許可を受けた日から3か月ごとに遅滞なく、特定事業施工状況報告書（様式第18号）に、当該期間の特定事業施工管理台帳（様式第17号）の写しを添えて、市長に報告する

※搬入土量（5,000 m<sup>3</sup>）に応じて土壌検査等を実施するため、日頃から特定事業施工管理台帳に記帳し、規定の搬入土量に達した場合は、次項「(5) 埋立て等施行中の土壌検査、水質検査」に基づき土壌検査等を実施する。

- ① 特定事業施工管理台帳は、特定事業区域又は最寄りの事務所・事業所等に備え付け、特定事業区域に搬入された土砂等の「搬入時刻」、「搬入車両の登録番号・運転者の氏名」、「数量」等を毎日記載する。
- ② 事務所・事業所等には、特定事業施工管理台帳とともに特定事業許可に係る申請書、届出書、報告書及び添付書類の写しを備え付け、利害関係者が随時閲覧できるようにする。
- ③ 特定事業施工状況報告書等の様式及び作成内容については以下を参照すること。
  - ・ 特定事業施工管理台帳及び特定事業施工状況報告書の取扱要領……………別記6

#### (5) 埋立て等施工中の土壌検査、水質検査

土砂等搬入開始後の経過期間（6か月）、又は搬入土量（5,000 m<sup>3</sup>）に応じて、土壌検査等を実施し、報告期限までに結果を市長に提出する

※詳しくは、「Ⅳ 埋立て等施工中の土壌検査」及び「Ⅴ 埋立て等施工中の水質検査」のページを参照してください。

- ① 特定事業区域から排出される水がある場合には、土砂等搬入開始後の経過期間（6か月）、又は搬入土量（5,000 m<sup>3</sup>）に応じて、水質検査を実施し、報告期限までに結果を市長に提出する。
- ② 試料採取時は、市長の指定する職員の立会いの上、採取する。
- ③ 土壌検査の方法は、規則第15条第4項により実施するものとする。また、水質検査については、規則第16条により実施する。

#### (6) 変更許可の申請等

- ① 特定事業者は、条例第10条第1項の規定により当該特定事業の内容を変更しようとするときは、規則第9条第1項の規定による特定事業変更許可申請書（様式第6号）を市長に提出する。

ただし、軽微な変更が生じた場合については、特定事業軽微変更届出書（様式第7号）を提出する。

- ② 変更許可申請書等の様式及び作成内容については以下を参照すること。
  - ・ 特定事業変更許可申請書の記載要領……………別記7
  - ・ 特定事業軽微変更届出書の記載要領……………別記8

## (7) 完了時等の届出等

特定事業を完了したときは、特定事業完了届書（様式第13号）を、完了した日から10日以内に提出する

※廃止、又は休止等したときは、特定事業廃止（休止）届出書（様式第14号）を提出する。

特定事業を完了したときは、その日をもって特定事業区域内の土壌検査を実施し、結果を市に提出する

※特定事業を廃止、休止したとき等についても土壌検査を実施する。

- ① 特定事業完了届書（様式第13号）又は特定事業廃止（休止）届出書（様式第14号）を提出後、市の確認を受けます。

※ 規則第12条第2項により、出来形図面等（平面図、断面図、排水施設図、土砂等容量計算書等）を添付。

また、特定事業廃止（休止）届出書（様式第14号）については、特定事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出並びに崩落による災害を防止するために必要な措置に関する図面を添付。

- ② 規則第15条の規定により、特定事業の完了、廃止、休止の届出、又は許可の取り消し処分がされた時は、土壌検査を実施し、結果を市長に提出してください。

試料採取時は、市長の指定する職員の立会いの上、採取するものとします。

- ③ 市は、土壌検査の採取時に立ち会うとともに、完了確認を行い、周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画に適合しているか否かについて確認するとともに、適合すると認められる場合は事業者へ通知する。

また、適合しないと認めるときは必要な措置を講ずべき旨を通知する。

- ④ 特定事業完了届出書等の様式及び作成内容については以下を参照すること。

・ 特定事業完了届出書の記載要領……………別記9

・ 特定事業廃止又は休止届出書の記載要領……………別記10

## IV 埋立て等施工中の土壌検査

### 1 土壌検査の実施方法

- (1) 特定事業区域内の土壌検査は、土砂等の搬入を開始した日から6か月ごと、又は搬入土量5,000m<sup>3</sup>ごとに、市の立ち会いのもとに土壌検査を行う。
- (2) 特定事業区域内の土壌検査は、次の表の左欄に掲げる土砂等埋立て等区域の面積に応じ、当該土砂等埋立て等区域をそれぞれ同表の右欄に掲げる数以上の区域に等分して行う。

0.3ヘクタール未満	1
0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

- (3) 土壌検査のための試料とする土砂の採取は、(2)により等分された区域の中央点、及びその交点に直角に交わる二直線上の当該中央点から5～10mまでの4地点の計5地点から採取し、(2)により等分された区域ごとに混合し、それぞれ1つの試料とする。(P21図-3参照)  
(当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と、当該区域の境界との中間地点の4地点の計5地点)
- (4) 土壌検査は、施行規則別表第1(P14参照)の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる測定方法により行う。

### 2 土壌検査の報告

土壌検査は、特定事業区域に当該土砂等の搬入を開始した日から6か月ごとに、当該6か月を経過した日、又は特定事業区域に搬入した土砂等が累積して5,000m<sup>3</sup>を超えた日ごとに、当該超えた日から1か月以内に、**特定事業区域内土壌検査等報告書(様式第19号)**に関係書類を添えて市長に報告する。

なお、施行規則第15条で定める期間に土砂の搬入が無い時は、その旨を記載した書面の提出により、土壌検査を免ずることができます。

- (1) 検体試料採取調書(様式第10号)
- (2) 土壌検査証明書(様式第11号)
- (3) 当該検査のために採取した土砂等を採取した地点の位置図  
(縮尺100分の1～1,000分の1)
- (4) 上記(3)の採取状況を撮影した現場写真

特定事業区域内土壌検査等報告書及び関係書類一覧

書類番号	届出書・添付書類	様式	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	特定事業区域内土壌検査等報告書	様式第19号	書類番号2、3、4、5を添付すること。	
2	検体試料採取調書	様式第10号		
3	土壌検査証明書	様式第11号	計量士（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された者であって、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号に規定する環境計量士（濃度関係）であるもの）が発行したものに限り	
4	土壌検査の試料を採取した位置図	任意の様式	・位置図は、周辺の状況が判明できるもの ・現況写真は、排出場所の概ねの全景、及び、採取状況が撮影されたもの	1/100～ 1/1,000
5	採取状況を撮影した現場写真	任意の様式		

施行規則別表第1（第3条、第10条、第15条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102の55・2、55・3又は55・4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102の38に定める方法（日本産業規格K0102の38・1・1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0102の65・2（日本産業規格K0102の65・2・2及び65・2・7を除く。）に定める方法
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下（埋立て等を行う場所の土地利用目的が農用地（田に限る。銅の項及び別表第3備考2において同じ。）である場合にあつては、検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満）	検液中濃度に係るものにあつては日本産業規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法

アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
項目	基準値	測定方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合 にあつては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月環境庁告示第10号。以下「平成9年3月環境庁告示第10号」という。)付表に掲げる方法
1,2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき 0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1に定める方法
1,1,1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき 1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき 0.8ミリグラム以下	日本産業規格K0102の34・1(日本産業規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34・4(妨害となる物資としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は日本産業規格K0102の34・1・1c(注(2)第3文及び日本産業規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合

		にあつては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき 1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき 0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準JGS0211-2009に定める土懸濁液のpH試験方法

備考

- 1 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 2 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1により測定されたトランス体の濃度の和とする。



様式第19号

### 特定事業区域内土壌検査等報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

住所  
報告者 氏名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)  
電話番号

前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第16条第1項の規定による特定事業区域内土壌検査等の結果を次のとおり報告します。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 前橋市許可 第 号
変更許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 前橋市許可 第 号
土砂等又は排出水の採取地点・・・別添位置図、現場写真及び検体試料採取調書(様式第10号)のとおり	
土壌に係る検査証明書・・・別添のとおり	
水質に係る検査証明書・・・別添のとおり	

備考 ①不要の文字は、横線で消すこと。  
②変更許可のあつた時は、その都度行を挿入し、日付・許可番号を記入すること。

様式第10号

### 検体試料採取調書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

住所  
届出者 氏名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)  
電話番号

住所  
採取者 氏名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)  
電話番号

別添の検体証明書の検体資料を次のとおり採取しました。

検体区分	
報告区分	土壌検査(搬入・定期・廃止・完了) 水質検査(定期・廃止・完了)
採取年月日	
採水時の天候	
土壌検査の場合の採取深度	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る土壌検査証明書又は水質検査証明書に記載された検体番号等を記載すること。

土壤検査証明書

年 月 日

様

分析機関名  
 代表者  
 所在地  
 電話番号  
 環境計量士

印

年 月 日に依頼のあった検体について、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。

(検体番号 )

項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l		0.003	
全シアン	mg/l		不検出	
有機燐	mg/l		不検出	
鉛	mg/l		0.01	
六価クロム	mg/l		0.02	
砒素	mg/l		0.01	
総水銀	mg/l		0.0005	
アルキル水銀	mg/l		不検出	
PCB	mg/l		不検出	
ジクロロメタン	mg/l		0.02	
四塩化炭素	mg/l		0.002	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l		0.002	
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006	
トリクロロエチレン	mg/l		0.01	
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	
チウラム	mg/l		0.006	
シマジン	mg/l		0.003	
チオベンカルブ	mg/l		0.02	
ベンゼン	mg/l		0.01	
セレン	mg/l		0.01	
ふっ素	mg/l		0.8	
ほう素	mg/l		1	
1,4-ジオキサン	mg/l		0.05	
水素イオン濃度指数	—		4-9	
農用地(田に限る。)	砒素	mg/kg	15	含有試験
	銅	mg/kg	125	

備考

## V 埋立て等施工中の水質検査

### 1 水質検査の実施方法

- (1) 特定事業区域内に湧水や常流水が確認された場合、埋立て等施工前に多孔管や暗渠管等の排水施設を埋設して、湧水や常流水を区域外へ排出する。このような暗渠排水施設から排出する水がある場合に、水質検査を実施する。
- (2) 水質検査は、特定事業区域に土砂等の搬入を開始した日から6か月ごと、及び搬入する土砂の数量が5,000m<sup>3</sup>を超えるごとに、市長の指定する職員の立ち会いの上試料を採取し、施行規則別表第3の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定を行う。

### 2 水質検査の報告

水質検査を実施した場合、特定事業区域に当該土砂等の搬入を開始した日から6か月ごとに、当該6か月を経過した日、又は特定事業区域に搬入した土砂等が累積して5,000m<sup>3</sup>を超えた日ごとに、当該超えた日から1か月以内に、次のとおり**特定事業区域内土壌検査等報告書（様式第19号）**に関係書類を添えて市に報告する。

- (1) 検体試料採取調書（様式第10号）
- (2) 水質検査証明書（様式第20号）
- (3) 当該検査のために採取した排水を採取した地点の位置図  
（縮尺100分の1～1,000分の1）
- (4) 上記(3)の採取状況を撮影した現場写真

特定事業区域内水質検査等報告書及び関係書類一覧

書類番号	届出書・添付書類	様式	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	特定事業区域内土壌検査等報告書	様式第19号	書類番号2、3、4を添付すること。	
2	検体試料採取調書	様式第10号		
3	水質検査証明書	様式第20号	計量士（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された者であつて、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号に規定する環境計量士（濃度関係）であるもの）が発行したものに限り	
4	水質検査の試料を採取した位置図及び現場写真	任意の様式	・位置図は、周辺の状況が判明できるもの ・現況写真は、排出場所の概ねの全景、及び、採取状況が撮影されたもの	1/100～ 1/1,000

施行規則 別表第3 (第16条関係)

項目	測定方法
カドミウム	日本産業規格 K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	日本産業規格 K0102 の 38・1・2(日本産業規格 K0102 の 38 の備考 11 を除く。以下同じ。)及び 38・2 に定める方法、日本産業規格 K0102 の 38・1・2 及び 38・3 に定める方法、日本産業規格 K0102 の 38・1・2 及び 38・5 に定める方法又は昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
有機燐	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号。以下「昭和 49 年環境庁告示第 64 号」という。)付表 1 に掲げる方法又は日本産業規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	日本産業規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	日本産業規格 K0102 の 65・2(日本産業規格 K0102 の 65・2・2 及び 65・2・7 を除く。)に定める方法
砒素	日本産業規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
P C B	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	日本産業規格 K0102 の 52.2、52.3、52.4 又は 52.5 に定める方法
ジクロロメタン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2—ジクロロエタン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1—ジクロロエチレン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2—ジクロロエチレン	シス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・1 に定める方法
1,1,1—トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2—トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3—ジクロロプロペン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	日本産業規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	日本産業規格 K0102 の 34・1(日本産業規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34・4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は日本産業規格 K0102 の 34・1・1c(注(2)第 3 文及び日本産業規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	日本産業規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法

1,4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
水素イオン濃度	日本産業規格K0102の12.1に定める方法又は昭和49年環境庁告示第64号に定める方法

備考

- 1 この表の項目欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 2 この表の項目欄中「銅」の検査は、土砂等埋立等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合に限る。

水質検査証明書

様

年 月 日

分析機関名

代表者

印

所在地

電話番号

環境計量士

印

年 月 日に依頼のあった検体について、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表1に定める方法及び環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）により証明します。

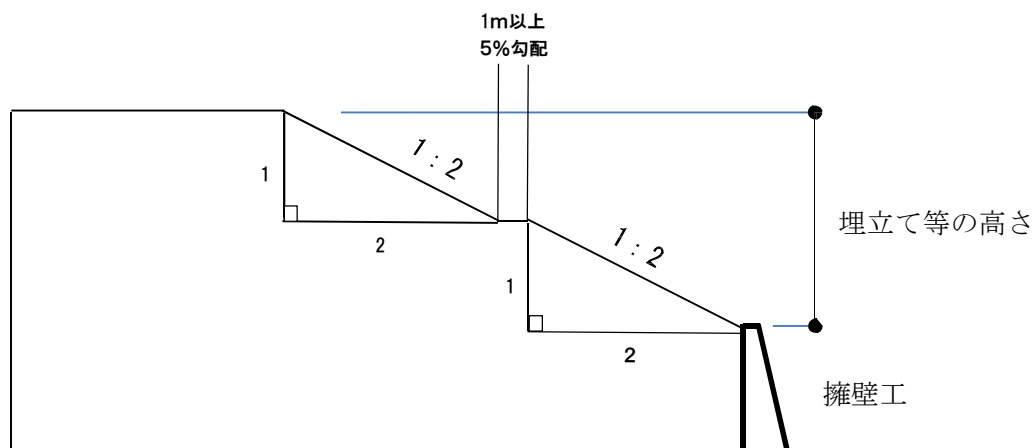
(検体番号 )

項目	単位	測定値	測定方法
カドミウム	mg/l		
全シアン	mg/l		
有機燐	mg/l		
鉛	mg/l		
六価クロム	mg/l		
砒素	mg/l		
総水銀	mg/l		
アルキル水銀	mg/l		
PCB	mg/l		
銅（農用地(田)に限る）	mg/l		
ジクロロメタン	mg/l		
四塩化炭素	mg/l		
1,2-ジクロロエタン	mg/l		
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		
トリクロロエチレン	mg/l		
テトラクロロエチレン	mg/l		
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		
チウラム	mg/l		
シマジン	mg/l		
チオベンカルブ	mg/l		
ベンゼン	mg/l		
セレン	mg/l		
ふっ素	mg/l		
ほう素	mg/l		
水素イオン濃度	mg/l		
備考			

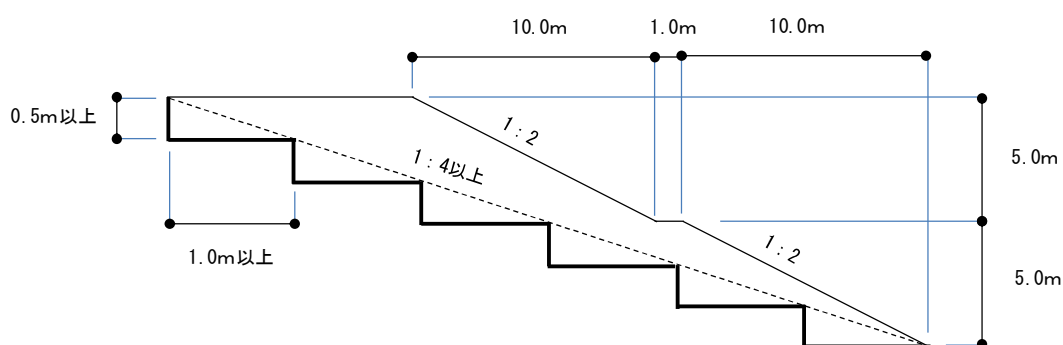
## VI 標準図

### 図－1 「土砂等埋立て等高さ」とは

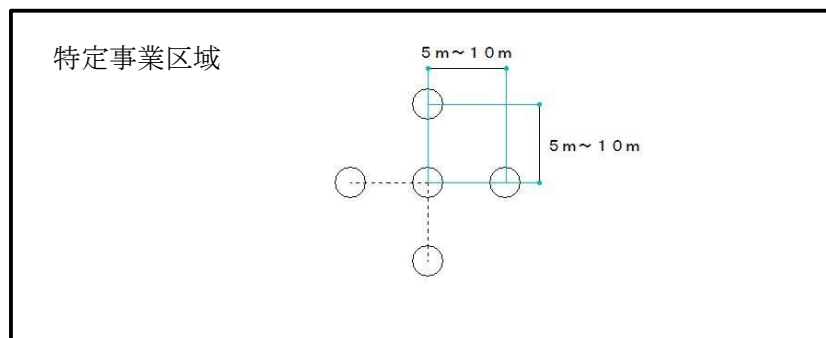
特定事業により生じる法面の最下部（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の上端）と最上部との高低差をいう。（50%勾配 26.5度）



### 図－2 段切り施工

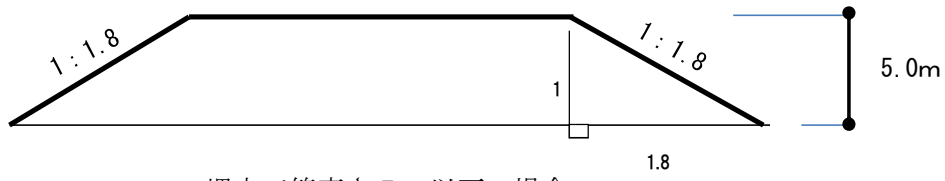


### 図－3 土壌検査試料採取方法

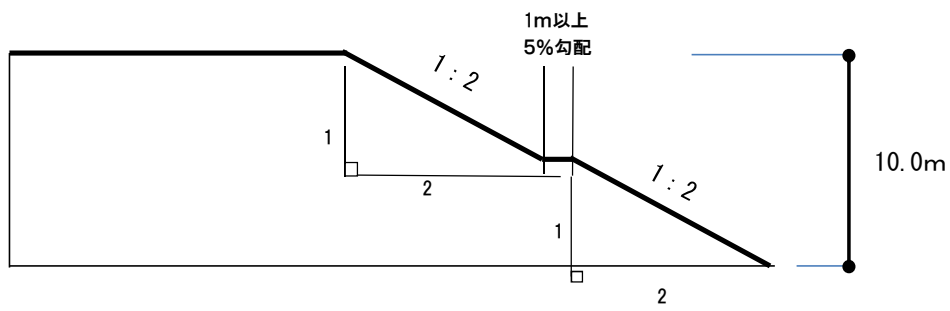


図は、土砂等埋立て等区域の面積が0.3ヘクタール未満で1か所採取の場合

図-4 土砂等埋立ての高さと法面勾配



埋立て等高さ 5 m 以下の場合



埋立て等高さ 5 m を超え 10 m 以下の場合  
(50%勾配 26.5 度)



## 別記 1

# 特定事業許可申請書の記載要領

## 1 申請書の提出方法等

- (1) 申請書は、フラットファイル、ファイルケース等で製本してください。
- (2) 特定事業許可申請書類チェックリストを使用し、特定事業許可申請に添付する書類及び図面一覧表を参考に申請に係る添付書類等の確認を行うこと。
- (3) 「特定事業許可申請書（様式第2号）」裏面を確認し、チェックリストの番号順に製本すること。（目次をチェックリストの番号に合わせること）
- (4) 提出部数は1部とし、控えが必要な場合は副本を作成してください。

## 2 使用する様式

「特定事業許可申請書（様式第2号）」を使用すること。

## 3 埋立て等の目的

建設残土の処分、宅地造成、農地改良、一時保管等、具体的な埋立て等の目的を記入すること。

## 4 特定事業区域、土砂等埋立等区域の位置、地目及び面積

位置は、対象となる土地の地番を筆毎に記載、地目も同様に記載すること。

面積は面積計算書（小数点以下2桁）により算出された面積で、小数点以下1桁（下2桁切り捨て）まで記載すること。

## 5 特定事業を行う期間

特定事業を行う期間は、最長で3年とすること。

## 6 特定事業区域に搬入する土砂等の数量

規則第7条第3項第15号による計画縦断面図及び計画横断面図により算出された土砂等の数量で、小数点以下1桁（下2桁切り捨て）まで記載すること。

## 7 特定事業の施工に関する計画

**別記2** 特定事業の施工に関する計画書に基づき、実際の計画に沿った適切な内容を記載すること。

## 8 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画

**別記3** 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画書に基づき、実際の計画に沿った適切な内容を記載すること。

## 9 施工管理者の氏名、住所

通常所在する事務所等の所在地及び、電話番号を記載すること。

特定事業許可申請に添付する書類及び図面一覧表

見出番号等	申請書・添付図面	様式	作成上の留意事項	縮尺等
許可申請書	特定事業許可申請書	様式第2号	別記「特定事業許可申請書の記載要領」を参照のこと	
施工計画書	特定事業の施工に関する計画	参考様式	別記「特定事業の施工に関する計画書」に基づき作成し、必要に応じて別紙を添付すること。	
保全計画書	特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画書	参考様式	別記「特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画書」に基づき作成すること。	
1	特定事業区域の位置を示す図面	任意の様式	道路、地勢等周辺の状況が容易に把握できるもので、方位及び特定事業区域の位置が記されているもの。	1/10,000 ～ 1/25,000
2	特定事業区域の付近の見取図	任意の様式	特定事業区域及び土砂等埋立等区域の周辺の状況が容易に把握できるものであること。	1/100～ 1/2,500
3	土砂等埋立等区域の見取図	任意の様式		
4 申請者が個人の場合に必要な書類 (以降「※1」は当該市町村で発行されたもの)				
	(1) 住民票の写し	※1	申請日前3月以内に発行されたものであること	
	(2) 印鑑登録証明書	※1		
5 申請者が法人の場合に必要な書類 (以降「※2」は当該法務局等で発行されたもの)				
	(1) 法人の登記事項証明書	※2	申請日前3月以内に発行されたものであること。	
	(2) 印鑑登録証明書	※2		
	(3) 役員全員の住民票の写し	※2		
6	特定事業施工に係る資金調達計画書	様式第3号		
7 申請者が個人の場合に必要な書類				
	(1) 資産及び負債に関する調書	様式第4号	申請日前3月以内に発行されたものであること。	
	(2) 直近3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	※1		
	(3) 直近3年の前橋市税を滞納していないことを証する書類又は市税完納証明	※1		

見出番号	申請書・添付図面	様式	作成上の留意事項	縮尺等
8 申請者が法人の場合に必要な書類				
(1)	直近3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	任意の様式	申請日前3月以内に発行されたものであること。	
(2)	直近3年の法人税の納付すべき額、納付済額を証する書類	※1		
(3)	直近3年の前橋市税を滞納していないことを証する書類	※1		
9 (1)	特定事業区域の土地の登記事項証明書	※2	・申請日前3月以内に発行されたものであること。 公図	
9 (2)	特定事業区域の土地の公図の写し	※2	・不動産登記法第14条第1項に規定する地図の写し又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し等 ・特定事業区域が明示されており、特定事業区域及び隣接地の地目、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者氏名が記載され、作成者の押印があること。	
10	当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類（申請者が特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合）	任意の様式	例) 当該土地の賃貸借契約書等	
11	当該請負の契約書の写し（特定事業の施工が請負によって行われる場合）	任意の様式		
12	施工管理者の住民票の写し	※1	申請日前3月以内に発行されたものであること。	
13	特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書	任意の様式	平面図 1/100～1/1,000 縦断面図 1/100～1/1,000 横断面図 1/100～1/1,000	

見出番号	申請書・添付図面	様式	作成上の留意事項	縮尺等
14	特定事業区域の計画平面図、計画断面図	任意の様式		平面図 1/100～ 1/1,000 縦断面図 1/100～ 1/1,000 横断面図 1/100～ 1/1,000
15	土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書	任意の様式		
16	埋立て等する土砂の予定容量計算書	任意の様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則第7条第3項第15号による計画縦断面図及び計画横断面図により算出すること。</li> <li>土砂の予定容量は、小数点以下1桁(下2桁切り捨て)まで表示する。</li> </ul>	
17	当該安定計算を記載した書面(当該土砂等による埋立て等の構造の安定計算を行った場合)	任意の様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>10m以上の埋立て等は安定計算を行うよう努めること</li> </ul>	
18	当該擁壁の構造計画並びに応力算定及び断面算定を記載した構造計算を記載した書面(擁壁を設置する場合)	任意の様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁の設計根拠資料及び設計図・擁壁の構造、規模を示す図面・別記「擁壁の基準」に基づく構造計算によって、安全が確認されているもの。</li> </ul>	構造図 1/100～ 1/500
19	雨水等を適切に排水しなければ、土砂等による埋め立て等を施工した土砂等が流出及び災害が発生するおそれがある場合には、排水施設の構造計画図、流出量算定及び排水断面計算書	任意の様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>湧水が確認できる土地、地表水が集中しやすい土地、及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施設の設置等排水にかかる施設やその他有効な排水に係る措置を講ずること。また、この場合、集水区域図から算出した流出量計算書及び排水断面計算書、構造図等の図面を添付すること。</li> <li>排水施設の位置、規模、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置が記載された図面。</li> <li>排水施設の種類、材料を記載すること。</li> </ul>	集水区域図面 1/5,000 構造図 1/100 ～ 1/500

見出番号	申請書・添付図面	様式	作成上の留意事項	縮尺等
20	法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書面	任意の様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該行為の許認可等の通知等であること。ただし、許認可等の決定がなされていない場合には、申請書の写し（提出先の受付印が押されているものに限る）</li> <li>・事業実施に伴って、国、県、又は市と協議し、又は許認可等を受けたときは、当該協議の記録、許認可等を受けたことを証する書面の写し又は他法令による規制に関する確認・協議の記録等</li> </ul>	
21 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類				
(1)	欠格要件に該当しないことの誓約書	別記様式第4号	土地所有者が個人の場合は住所・氏名及び日付を自署すること。	
(2)	特定事業に係る土地所有者の承諾書	様式第5号	住所・氏名及び日付は、土地所有者が個人の場合は自署していること。	
(3)	現況写真	任意の様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業区域の全景がわかるように撮影すること</li> <li>・特定事業区域の現況平面図に撮影位置を記入すること。</li> </ul>	
(4)	その他、市長が必要と認める書類	協議		

## 特定事業許可申請書類チェックリスト

(規則第7条第3項順)

申請年月日：           年    月    日

申請者住所：前橋市           番地

氏名：

### 記載上注意

- 1 添付の記号は、○＝必ず添付、△＝必要に応じて添付
- 2 公的機関から交付される証明書等は、申請前3ヶ月以内のもので「原本」を使用
- 3 押印は、印鑑証明書の印影となっているかを確認
- 4 チェック欄は、申請者がチェック項目を確認し記載してください

見出し標記	添付	チェック項目	チェック欄
許可申請書	○	特定事業許可申請書（様式第2号）	
施工計画書	○	特定事業の施工に関する計画書	
保全計画書	○	周辺地域の生活環境保全計画書	
委任状	△	委任の内容、範囲	
領収証書	○	納付書兼領収証書の写し	

### 条例第8条第3項で定める添付書類

見出し	添付	添付書類名	チェック欄
目次	○	チェックリスト	
1	○	特定事業区域の位置を示す図面	
2	○	特定事業区域の付近の見取図	
3	○	土砂等埋立等区域の見取図	
4(1)	△	申請者が 住民票の写し	
4(2)	△	個人の場合 印鑑登録証明書 (市区町村長が作成する印鑑に関する証明書)	
5(1)	△	申請者が 法人の登記事項証明書	
5(2)	△	法人の場合 印鑑証明書（登記官が作成する印鑑に関する証明書）	
5(3)	△	役員全員の住民票の写し	
6	○	特定事業施工に係る資金調達計画書（様式第3号）	

見出し	添付	添付書類名		チェック欄
7(1)	△	申請者が 個人の 場合	資産及び負債に関する調書（様式第4号）	
7(2)	△		直近3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署）	
7(3)	△		直近3年間の前橋市税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、又は市税完納証明（市税証明窓口）	
8(1)	△	申請者が 法人の 場合	直近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	
8(2)	△		直近3年間の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	
8(3)	△		直近3年間の前橋市税を滞納していないことを証する書類、又は市税完納証明（市税証明窓口）	
9(1)	○	特定事業区域の土地の登記事項証明書		
9(2)	○	特定事業区域の土地の公図の写し		
10	△	申請者が特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を証する書類		
11	△	特定事業の施工が請負の場合は、契約書の写し		
12	○	施工管理者の住民票の写し		
13	○	特定事業区域の 現況平面図、現況断面図、面積計算書		
14	○	特定事業区域の 計画平面図、計画断面図、雨水排水図		
15	○	土砂等埋立等区域の 計画平面図、計画断面図、及び面積計算書		
16	○	埋立て等をする土砂等の予定容量計算書		
17	△	特定事業の構造の安定計算を行なったときは、その安定計算書		
18	△	擁壁を設置する場合は、構造計画及び構造計算書		
19	△	雨水等の排水施設が必要な場合は、構造計画図、流出量算定及び排水断面算定を記載した書面		
20	△	法令等に基づく許認可等を要するものである場合は、許認可等を要するものであることを示す書類、又は他法令による規制に関する確認・協議の記録等		
21(1)	○	欠格要件に該当しないことの誓約書（別記様式第4号）		
21(2)	○	土地所有者の承諾書（様式第5号）		
21(3)	○	現況写真		
21(4)	△	その他市長が必要と認める書類		

備考1 添付の記号は、○＝必ず添付、△＝必要に応じて添付

2 公的機関から交付される証明証等は、申請前3ヶ月以内のもので「原本」を使用

特定事業許可申請書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

郵便番号

住所

申請者

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

埋立て等の目的		
特定事業区域の位置、地目及び面積	位置、地目	面積(実測) m <sup>2</sup>
土砂等埋立等区域の位置、地目及び面積	位置、地目	面積(実測) m <sup>2</sup>
特定事業を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
特定事業区域に搬入する土砂等の数量	m <sup>3</sup>	
特定事業の施工に関する計画	別紙のとおり。	
特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画	別紙のとおり。	
施工管理者の氏名及び住所並びに通常所在する事務所等の所在地及び電話番号	氏名 住所 通常所在する事務所等の所在地 通常所在する事務所等の電話番号	
その他		

備考

特定事業の施工に関する計画並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画の欄は別紙によることとし、それらの計画書を添付すること。



添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定事業区域の位置を示す図面</li> <li>2 特定事業区域の付近の見取図</li> <li>3 土砂等埋立等区域の見取図</li> <li>4 申請者が個人である場合にあつては、申請者の住民票の写し及び印鑑登録証明書</li> <li>5 申請者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書、法人の印鑑証明書及び法人の役員的全員の住民票の写し</li> <li>6 特定事業施工に係る資金調達計画書（様式第3号）</li> <li>7 申請者が個人である場合にあつては、資産及び負債に関する調書（様式第4号）、直近3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに前橋市税を滞納していないことを証する書類</li> <li>8 申請者が法人である場合にあつては、直近3年間に終了した各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに前橋市税を滞納していないことを証する書類</li> <li>9 特定事業区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図の写し又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し</li> <li>10 申請者が特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあつては、当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類</li> <li>11 特定事業の施工が請負によって行われる場合にあつては、当該請負の契約書の写し</li> <li>12 施工管理者の住民票の写し</li> <li>13 特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書</li> <li>14 特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図</li> <li>15 土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書</li> <li>16 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書</li> <li>17 特定事業の構造の安定計算を行うときは、安定計算を記載した書面</li> <li>18 擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定を記載した書面を含む。）</li> <li>19 雨水等を適切に排水しなければ埋立て等をした土砂等が流出し、又は崩落による災害が発生するおそれがある場合にあつては、当該特定事業区域における排水施設の構造計画図並びに流出量算定及び排水断面算定を記載した書面</li> <li>20 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあつては、特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類</li> <li>21 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</li> </ol>
------------------	--

特定事業施工に係る資金調達計画書

内 訳	金 額 (千円)
特定事業の施工に必要な資金の総額	
土 地	
事 務 所	
運 搬 車 両 等	
調 達 方 法 自 己 資 金	
借 入 金	
( 借 入 先 )	
そ の 他	
増 資	
備考 内訳欄については、事業計画に応じて適宜変更すること。	

様式第4号

資産及び負債に関する調書			
			年 月 日現在
資産の種別	内訳	数量	価格又は金額（千円）
現金及び預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内訳	数量	価格又は金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

備考 記入欄が不足する場合には「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。

### 特定事業に係る土地所有者の承諾書

特定事業許可申請者（ ）が当方の所有地である次表の土地において  
 行う特定事業については、異議がないので承諾します。

所在地及び地番	地目	地積(公簿) (㎡)	備考

また、承諾の前提として、次の事項について、特定事業許可申請者から、 年 月 日  
 に説明を受け、その内容を確認しました。

1	申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2	特定事業区域の位置及び面積
3	特定事業の期間
4	特定事業区域に搬入する土砂等の数量
5	特定事業の施工に関する計画
6	特定事業に供する施設の設置計画（施設の位置を含む。）
7	特定事業が完了した場合の特定事業区域の出来形
8	特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画
9	特定事業の施工を管理する者（施工管理者）の氏名
10	特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号

上記のとおり、承諾したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住所  
 氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

注 土地所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

私 ・ 当法人 は、前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第9条第1項第2号アからケまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

○ 前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第9条第1項第2号

ア この条例又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

イ 第20条第1項の規定により特定事業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該特定事業の許可を取り消された者が法人である場合にあつては、当該取消しの処分に係る前橋市行政手続条例（平成9年前橋市条例第44号）第15条第1項の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であつた者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ウ 第19条又は第21条の規定による命令を受けた者であつて、当該命令に係る必要な改善又は措置を完了していないもの

エ 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）第2条第3号に規定する暴力団員等

オ 未成年者で、その法定代理人（法人の場合は、その役員を含む。）がエに該当する者であるもの

カ 特定事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある者

キ 法人で、その役員又は使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者があるもの

ク 個人で、その使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者があるもの

ケ エに該当する者がその事業活動を支配する者



## 1 現場組織表

(1) 施工事業者名 住 所  
氏 名  
電 話

(2) 現場施工体制 施工管理者  
電 話

重機責任者  
電 話

事務責任者  
電 話

## 2 特定事業に使用する機械、資材

(1) 使用機械

名 称	規 格	数 量	備 考

(2) 使用資材

名 称	規 格	数 量	備 考

### 3 施工内容

※以下の記載例は、施工・技術の基準についての記載例を示したものです。

実際の施工計画の作成に当たっては、必要な部分を記載することとし、このページをそのままコピーして申請書に添付しないで、計画にあった適切な内容、文言としてください。

※施工計画に変更が生じた場合は、施工する前に変更に関する事項について、特定事業の施工に関する変更計画書を作成し、提出してください。

#### 記載例

##### 【施工概要】

- ・当該地を資材置場として利用するため、東側道路高まで埋土する。
- ・埋立て準備工として丁張りを設置する。
- ・土留めとして南方向に●メートルの擁壁を設置する。
- ・埋立て地内及び流入する区域の雨水を排水するため、排水施設工を設置する。
- ・完了後の法面は、種子の吹付け植生工によって風化その他の浸食から保護する。

##### 【施工の基準】

##### 1 土砂等の性状による搬入の制限

次に掲げる土砂は、特定事業区域に搬入しない。

- (1) 土砂条例第6条で定められている土壌基準に適合していないもの。
- (2) 建設省令で定められている第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土のいずれにも該当しないもの。
- (3) セメントや石灰を混合し、化学的安定処理をしたもの。
- (4) 産業廃棄物に該当する汚泥。

##### 2 施工管理等

特定事業の施工にあたっては、次の点を遵守するとともに施工管理者は、許可のとおり計画的に施工されるよう適切に管理し、事業従事者にも確実に伝達を行う。

- ・ 許可を受けた本施工計画書及び周辺地域の生活環境保全・災害発生防止計画書に則り施工する。
- ・ 特定事業区域に土砂等を搬入する場合には、車両の見やすい箇所に土砂等の搬入に供する車両である旨を表示し、搬入を委託する場合にはその旨を表示させるよう努める。

##### 3 定期報告

許可を受けた日から3か月ごとに遅滞なく特定事業区域に搬入された土砂等の数量等を市長に報告する。(許可の属する月は1か月とみなす。)

##### 4 土壌検査・水質検査の実施

特定事業地域内の土壌検査は、6か月ごとに実施し市長に検査結果を報告する。

また、6か月が経過しなくても、搬入した土砂等の数量が5,000 m<sup>3</sup>を超えるときは、5,000 m<sup>3</sup>ごとに検査を実施し、市長に報告する。

なお、土壌検査のための試料の採取については、市職員の立会いの上、採取すること。

##### 5 立入検査への対応

特定事業の実施中に、市の職員による立入検査が実施された場合は、検査に応じる。



検査の結果、問題等が認められ改善を指示された場合は、その指示に従う。

## 6 埋立て準備

- ① 地山勾配が1：4以上の傾斜地に埋立て等を行う場合は、埋立て等土砂が滑らないように、現地盤に幅1m以上の段切りを施工（P 2 1 図-2参照）する。
- ② 許可を受けた施工計画に合わせ、盛土の計画高、盛土又は切り土の計画法面勾配等を示す丁張りを要所に設置する。  
また、施工中の立入検査、完了時の完了検査に備えて、可能な限り事業完了まで存置する（設置に当たっては、事業完了まで存置することを考慮の上、設置場所を設定する。）。

## 7 埋立て工

- ① 埋立て等の締め固めは、ブルドーザー又はバックホーで施工し、1層を30cm程度で層状に施工しながら、法面を整形する。
- ② 法面は、埋立て等高さ（法面の最下部から最上部までの高さ）5m以下の場合には1：1.8勾配以上、5mを超え10m以下の場合には1：2.0勾配以上で整形する。
- ③ 埋立て等高さ（法面の最下部から最上部までの高さ）5mごとに幅1m以上の小段を設けるとともに、小段には水が溜まらないよう、5%程度の勾配を設ける。
- ④ 日頃から搬入された土砂等の量がわかるように「特定事業施工管理台帳（様式第17号）」を記帳する。
- ⑤ 要所ごとに写真撮影を行う。
- ⑥ 埋立工については、以上のことを繰り返し、必要に応じて埋立て等法面保護のため、緑化等の法面保護工を施工する。

## 8 排水施設工、擁壁工

- ① 湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合は、有孔管等による排水施設を設ける。また、雨水等を適切に排水しなければ埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災害が発生するおそれがある場合は、十分な能力及び構造を有する排水施設を設ける。
- ② 擁壁等を設ける場合は、宅地造成等規制法施行令第6条から第10条までの規定を遵守する。

## 9 完了

特定事業を完了した日から10日以内に特定事業完了届出書（様式第13号）を提出する。

## 10 事業の完了、廃止、休止、変更

特定事業を完了その他廃止、又は休止等したときは、特定事業完了届書（様式第13号）又は特定事業廃止（休止）届出書（様式第14号）を、完了、廃止又は休止した日から10日以内に提出する。

また、事業の完了、廃止、休止に伴い、特定事業の期間の短縮及び特定事業区域に搬入する土砂等の数量減があった場合は、特定事業軽微変更届出書（様式第7号）を市長に提出する。

軽微変更該当しない事業計画に変更があった場合は、特定事業変更許可申請書（様式第6号）を提出し許可承認を受ける。

**【技術上の基準】**（規則別表第2）

- 1 土砂等埋立等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置き換えその他の措置を行う。
- 2 地山の勾配が1：4以上の傾斜地において、施工する前の地盤と埋立て等をされる土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に幅1 m以上の段切り等の措置を行う。
- 3 土砂等による埋立て等の高さ及び法面の勾配は、次の表のとおりとする。

土砂等による埋立て等の高さ	法面の勾配
安定計算を行い安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配
5 mを超え10 m以下	垂直1 mに対する水平距離が2 m以上の勾配
5 m以下	垂直1 mに対する水平距離が1.8 m以上の勾配

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合した構造とする。
- 5 土砂等による埋立て等の高さが5 m以上である場合にあっては、土砂等による埋立て等の高さ5 mごとに、水が溜まらないように、5 %程度の勾配を設けた幅1 m以上の段を設ける。
- 6 土砂等による埋立て等の完了等の後に地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないようにブルドーザー又はバックホーを用い、1層を30 cm程度として締固めその他の措置を行う。
- 7 土砂等による埋立て等の完了後の法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食から保護する措置を行う。
- 8 湧水の湧出する土地に土砂等による埋立て等を行う場合は、有孔管等の設置など、その湧水量に対し、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けるとともに、雨水等を適切に排水し、土砂等の流出・崩落等災害の発生を防止する。



別記 3

特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全  
及び災害の発生の防止に関する計画書

施工期間            自            許            可            日  
                          至                       年        月        日

事業者 \_\_\_\_\_ 印

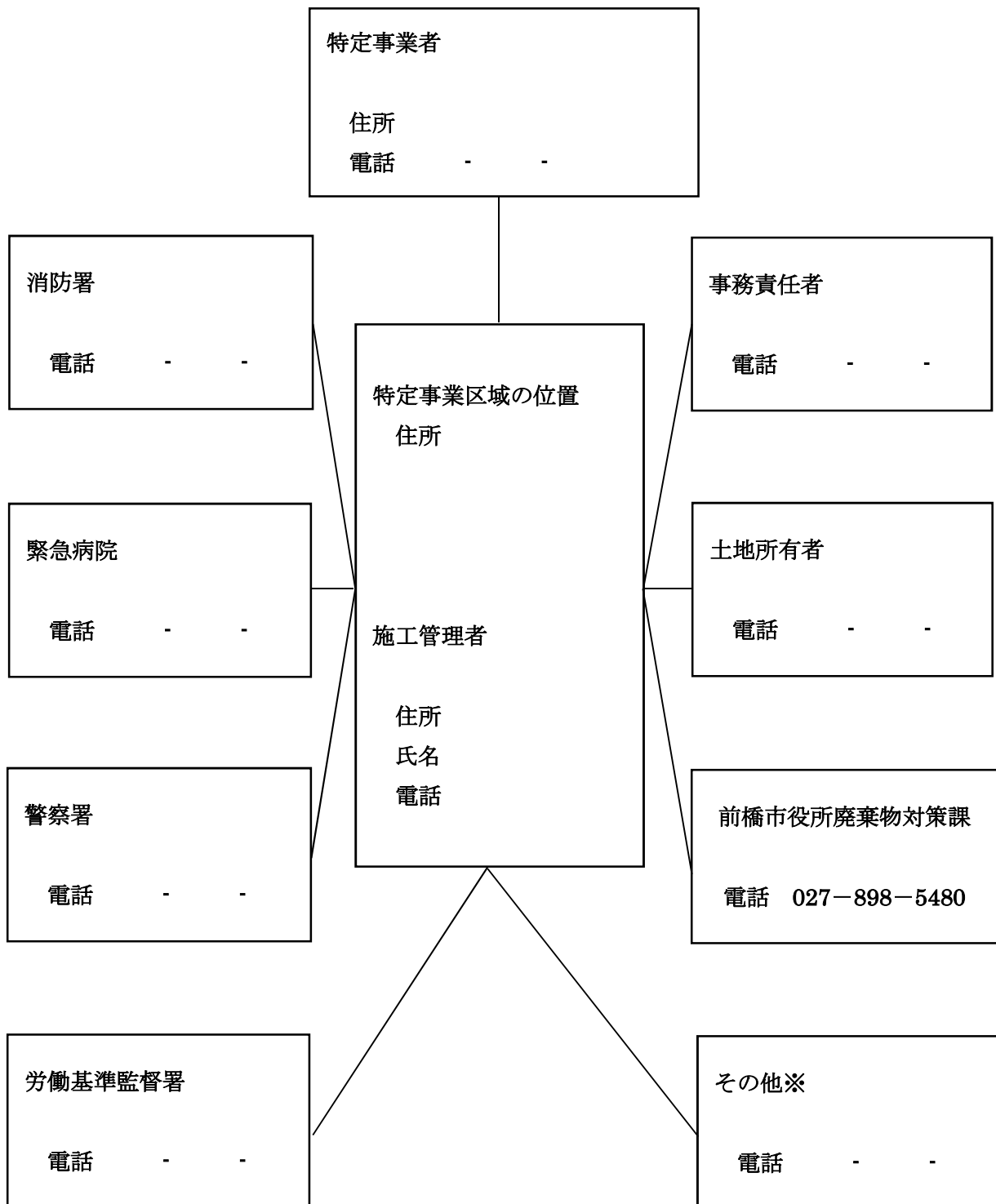
## 1 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画

<p>粉じんの飛散防止対策</p>	<p>【例】 適宜散水を行い、飛散防止を行います。          特定事業区域が「大気汚染防止法」に基づく一般粉じん発生施設に該当するため、同法施行規則別表第6の管理基準を遵守します。</p> <p>【注意事項】 特定事業区域が「大気汚染防止法」に基づく一般粉じん発生施設に該当する場合は、当該施設の管理に関する基準を具体的に記入すること。</p>
<p>騒音防止対策 振動防止対策</p>	<p>【例】 低騒音型の重機を用いて騒音の低減に努めます。          周辺を防音シートで囲い騒音を防止します。          不必要なバケット操作を行わないよう作業員に教育します。          特定事業区域内で行う作業が「騒音規制法、振動規制法及び県条例に基づく特定建設作業に該当するため、騒音(85dB)・振動(75dB)の規制基準を遵守します。</p> <p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土砂等を搬入する時間帯及び埋立て等の作業を行う時間帯は、原則として、日曜日・祝日及び年末年始を除く日の午前7時から午後7時までとすること。</li> <li>2 特定事業区域内で行う作業が「騒音規制法」又は「群馬県的生活環境を保全する条例」に基づく特定建設作業に該当する場合は、騒音の規制基準に適合すること。</li> <li>3 特定事業区域の周辺の地域における騒音の大きさが、環境基準に適合すること。</li> <li>4 特定事業区域内で行う作業が「振動規制法」又は「群馬県的生活環境を保全する条例」に基づく特定建設作業に該当する場合は、振動の規制基準に適合すること。</li> </ol>
<p>交通安全対策</p>	<p>【例】 学校が近隣にあるため、通学時間帯午前7時から8時30分、16時から17時の間は土砂等の搬入を制限します。交通事故を防止のため、交通誘導員の配置を毎日配置します。搬入車両は周辺通行時、徐行をさせ、過積載させません。</p> <p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定事業区域から公道への土砂等の撒き出しを防止すること。</li> <li>2 土砂等の搬入路が通学路に当たる場合は、市教育委員会と協議の上、搬入の時間帯を調整すること。</li> <li>3 搬入路の幅員等の状況により、交通事故の発生が懸念される場合は、交通誘導員の配置や交通安全施設の設置等の措置を講ずること。</li> <li>4 土砂搬入車両の運転者に対し、周辺の住宅地内の通行は徐行するよう、過積載を行わないよう指示すること。</li> </ol>
<p>周辺住民の安全対策</p>	<p>【例】 区域の周囲に、人が立ち入ることを防止するための柵を設け、出入口は、1箇所とし、作業終了後は施錠します。</p> <p>【注意事項】</p> <p>近接住民に対し、事業開始前に事業計画の内容を説明するとともに、事業開始後は、土砂運搬車両の運行配慮等特定事業に関する要望への対等に努めること。</p>
<p>その他</p>	<p>【例】 定められた表示がある搬入車両のみ土砂の搬入をさせます。</p> <p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土砂搬入車両に規則で定めた車両の表示を行うこと。</li> <li>2 設置する構造物の内容によっては、準備工、防災工として、排水施設工、擁壁工を埋立て工前に施工すること。</li> </ol>

## 2 特定事業区域の災害の発生の防止に関する計画

<p>緊急連絡体制の整備</p>	<p>災害の発生が切迫し、又は災害が発生した場合に備えて、関係者及び関係行政機関との緊急連絡体制を整備するとともに、その内容を作業者等十分に周知徹底する。</p>
<p>災害の発生を防止するための応急対策</p>	<p>災害の予兆が認められるときは、次のような応急措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地割れ（クラック）が生じたときは、ビニールシートで覆うなどして雨水の浸透を防ぐ。</li> <li>2 法面が崩壊したときは、柵工を施工し、法面の安定を図る。</li> <li>3 雨水や湧水により法面が浸食されたときは、必要な箇所に排水施設を設置する。</li> </ol>

### 緊急連絡体制系統図



※「その他」には、電力会社、NTT、ガス会社、農業用水管理区、地元関係者又は関係行政機関として市道路管理課や水道局若しくは県有施設の管理部局等が挙げられ、必要に応じて記載する。

## 別記 4

### 土砂等搬入届出書の記載要領

排出場所ごと及び同一の排出場所からの搬入量が5,000 m<sup>3</sup>を超えるごとに届出。

#### 1 使用する様式

「土砂等搬入届出書（様式第8号）」を使用すること。

土砂等搬入届出書には、「土砂等排出元証明書（様式第9号）」、「検体試料採取調書（様式第10号）」、「土壌検査証明書（様式第11号）」及び土壌検査の試料を採取した位置図及び現場写真を添付すること。

なお、搬入する土砂等が国等が行う事業により排出された土砂等である場合、土壌検査証明書に代わり「公共的事業排出土砂証明書（別記様式第3号）」を添付することで届出できる。

#### 2 搬入する土砂の予定容量

「土砂等排出元証明書（様式第9号）」記載の土量を記載すること。

※土砂等排出元証明書記載の土量は最大5,000 m<sup>3</sup>まで

#### 土砂等搬入届出書及び添付書類一覧

書類番号	届出書・添付書類	指 定 式 様	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	土砂等搬入届出書	様 式 第 8 号	・土砂等の搬入予定量は、発生元証明書記載の土量の合計を記載すること ※一度に最高5,000 m <sup>3</sup> まで	
2	土砂等排出元証明書	様 式 第 9 号	・土砂等の排出者の記名、押印がなされているもの ※一度に最高5,000 m <sup>3</sup> まで	
3	検体試料採取調書	様 式 第 10 号		
4	土壌検査証明書	様 式 第 11 号	計量士（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された者であって、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号に規定する環境計量士（濃度関係）であるもの）が発行したものに限り	
5	土壌検査の試料を採取した位置図及び現場写真	任意	・位置図は、周辺の状況が判明できるもの ・現況写真は、排出場所の概ねの全景、及び、採取状況が撮影されたもの	1/100～ 1/1,000
6	公共的事業排出土砂証明書	別記様式 第 3 号	・証明者として公共的事業実施団体名の記名、押印がなされているもの	

搬出場所から直接搬入せず、一時仮置き場（ストックヤード等）を経由する場合は、その一時仮置き場から排出する土砂の土壌検査証明書を添付し、土砂搬入届出書を提出する。

## 土砂等搬入届出書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

住所

届出者 氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 項の規定による許可に係る土砂等の搬入を行いたいので、同条例第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 前橋市許可 第 号
変更許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 前橋市許可 第 号
今回の届出に関する土砂等の排出場所及び土砂等を排出する者	(排出場所) 所在地 工事名  (排出する者) 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 電話番号
搬入しようとする土砂等の予定量	合計 m <sup>3</sup>
添付書類	①土砂等排出元証明書(様式第 9 号) ②土壌検査の試料を採取した位置図 ③土壌検査の試料を採取した現場写真 ④検体試料採取調書(様式第 10 号) ⑤土壌検査証明書(様式第 11 号) ⑥公共的事業排出土砂証明書(別記様式 3 号)

備考 ①この届出書は、土砂等を搬入しようとする日の 10 日前までに提出すること。  
 ②変更許可のあつた時は、その都度行を挿入し、日付・許可番号を記入すること。



## 土砂等排出元証明書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

住所

土砂等の排出者 氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定による許可を受けた特定事業区域に搬入する土砂等は、次の工事施工場所から排出したものであること及び当該土砂等の性状が基準に適合していることを証明します。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
工事に係る土砂等の総排出量及び当該特定事業区域搬入予定量	総排出量 <span style="float: right;">m<sup>3</sup></span> 当該特定事業区域搬入予定量 <span style="float: right;">m<sup>3</sup></span>
今回の証明に係る土砂等の排出量	m <sup>3</sup>
今回の証明に係る土砂等の性状	第一種建設発生土    第二種建設発生土    第三種建設発生土
今回の証明に係る土砂等を運搬する者	住所 氏名 <small>(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)</small>
今回の証明に係る土砂等による埋立て等を行う特定事業の許可を受けた者	住所 氏名 <small>(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)</small>

備考 今回の証明に係る土砂等の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1上欄の区分のうち該当するものを○で囲むこと。

### 検体試料採取調書

年 月 日

住 所  
届出者 氏 名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)  
電話番号

住 所  
採取者 所 属  
職 氏名  
電話番号

別添の検査証明書の検体試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	土壌検査（搬入・定期・廃止・完了） 水質検査（定期・廃止・完了）
採 取 年 月 日	
採 取 時 の 天 候	
土 壌 検 査 の 場 合 の 採 取 深 度	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る土壌検査証明書又は水質検査証明書に記載された検体番号等を記載すること。

土壌検査証明書				
様				年 月 日
分析機関名 代 表 者 所 在 地 電 話 番 号 環境計量士				印  印
<p>年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。</p> <p style="text-align: right;">（検体番号            ）</p>				
項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l		0.003	
全シアン	mg/l		不検出	
有機燐	mg/l		不検出	
鉛	mg/l		0.01	
六価クロム	mg/l		0.02	
砒素	mg/l		0.01	
総水銀	mg/l		0.0005	
アルキル水銀	mg/l		不検出	
PCB	mg/l		不検出	
ジクロロメタン	mg/l		0.02	
四塩化炭素	mg/l		0.002	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l		0.002	
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006	
トリクロロエチレン	mg/l		0.01	
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	
チウラム	mg/l		0.006	
シマジン	mg/l		0.003	
チオベンカルブ	mg/l		0.02	
ベンゼン	mg/l		0.01	
セレン	mg/l		0.01	
ふっ素	mg/l		0.8	
ほう素	mg/l		1	
1,4-ジオキサン	mg/l		0.05	
水素イオン濃度指数	—		4-9	
農用地（田に限る。）	砒素	mg/kg	15	含有試験
	銅	mg/kg	125	
備考				

## 公共的事業排出土砂証明書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

住所

特定事業者 氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

公共的事業実施団体名

証明者 (注)

職・氏名

印

(注：各公共的事業実施団体の長及び事業管理者の職(例：市長、土木事務所長等)・氏名を記載し、公印を押印すること)

下記の工事に係る公共的事業排出土砂については、前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第11条に基づく土砂であるものと証明します。

公共的事業名称 (工事名称) ※	
公共的事業施工場所 ※	
事業施工期間 ※	年 月 日 ~ 年 月 日
事業に係る土砂等の総排出量及び特定事業区域搬入予定量 ※	総排出量 $m^3$ 特定事業区域搬入予定量 $m^3$
今回の証明に係る土砂等の性状	第一種建設発生土 第二種建設発生土 第三種建設発生土
土砂等を運搬する者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
許可を受けた年月日及び許可の番号 (条例第8条第1項)	年 月 日 前橋市許可 第 号
変更許可を受けた年月日及び許可の番号 (条例第10条第1項)	年 月 日 前橋市許可 第 号

備考① ※印欄は証明者の方が記入してください。

- ② 本証明書は前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第11条第2項第1号の規定に基づく証明書であり、他の目的に使用することはできません。
- ③ 今回の証明に係る土砂等の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1上欄の区分のうち該当するものを○で囲むこと。
- ④ 変更許可のあった時は、その都度行を挿入し、日付・許可番号を記入すること。

## 別記5

# 車両の表示要領

## 1 根 拠

### (1) 車両の表示（条例第18条）

許可を受けた者は、車両を使用し、又は委託して特定事業区域に土砂等を搬入するとき（土砂等を排出する者が車両を使用し、又は委託して搬入するときを含む。）は、当該特定事業に係る土砂等の搬入に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示し、又は表示させるよう努めなければならない。

### (2) 表示する事項（規則第19条）

- ① 特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
- ② 特定事業区域の所在地
- ③ 特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称
- ④ 特定事業の許可番号
- ⑤ 特定事業区域に土砂等を運搬する者の氏名又は法人の名称

## 2 記載例

前橋市許可 土砂等搬入車両	
1	搬入先（特定事業区域） <u>前橋市〇〇町〇〇番地</u>
2	許可事業者（申請者） <u>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地</u> (株)〇〇建設
3	許可番号 <u>前橋市許可 第〇〇〇号</u>
4	土砂等搬入業者 <u>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地</u> 〇〇工業(株)

注

- ① 大きさは、規格A3判（縦29.7cm以上、横42.0cm）以上とすること。
- ② 変更許可を受けた時は更新すること。

## 別記 6

### 特定事業施工管理台帳及び特定事業施工状況報告書の取扱要領

#### 1 使用する様式

- (1) 帳簿の記載は「特定事業施工管理台帳（様式第 17号）」を使用する。
- (2) 市への報告は「特定事業施工状況報告書（様式第 18号）」を使用する。

#### 2 帳簿の記載（規則第 14条第 1項）

条例第 15条第 1項の規定による帳簿の記載は、「特定事業施工管理台帳（様式第 17号）」により、毎日行うものとする。

#### 3 市への報告（規則第 14条第 2項）

条例第 15条第 2項の規定による特定事業施工状況の報告は、条例第 8条第 1項の許可を受けた日（再開したときは、再開した日。）から 3月ごと（月の中途において当該許可を受けたとき（再開したときは、再開したとき。）は、当該許可を受けた日の属する月を 1月とみなす。）に遅滞なく、「特定事業施工状況報告書（様式第 18号）」に当該期間の特定事業施工管理台帳の写しを添えて行うものとする。

#### 4 特定事業施工管理台帳に記載する土砂等の数量（ $m^3$ ）

特定事業区域に搬入されるトラック 1台毎に土砂等の数量（体積）を記載する。

#### 特定事業施工管理台帳及び特定事業施工状況報告書の作成上の留意事項等

書類番号	届出書・添付書類	様式	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	特定事業施工管理台帳	様式第 17号	帳簿の記載は、毎日行うこと。	
2	特定事業施工状況報告書	様式第 18号	当該期間の特定事業施工管理台帳の写しを添付すること。	

特定事業施工管理台帳

年 月 日 ( )

特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称

特定事業区域の位置 面積  $m^2$

土砂等埋立等区域の位置 面積  $m^2$

記録者の氏名

	土砂等の搬入時刻	搬入車両の登録番号	土砂等を運搬した者の氏名又は法人の名称	搬入車両の運転者の氏名	搬入した土砂等の数量 ( $m^3$ )	土砂等の積込み場所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
合計						

施工作業の内容

特定事業施工状況報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

住所

報告者 氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、特定事業の施工の状況を次のとおり報告します。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 前橋市許可 第 号				
変更許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 前橋市許可 第 号				
特定事業区域の面積	㎡ (うち実施済面積 ㎡)				
特定事業区域に搬入される土砂等の数量	㎡ (うち実施済数量 ㎡)				
今回の報告に係る期間	年 月 日～ 年 月 日				
排出場所・工事名等	搬入予定量 (㎡)	前回累計量 (㎡)	今回報告量 (㎡)	累計量 (㎡)	備考

備考

- ① 今回の報告に係る期間の特定事業施工管理台帳 (様式第 17 号) の写しを添付すること。
- ② 変更許可のあった時は、その都度行を挿入し、日付・許可番号を記入すること。



## 別記 7

### 特定事業変更許可申請書の記載要領

#### 1 使用する様式

「特定事業変更許可申請書（様式第6号）」を使用すること。

#### 2 変更の内容

条例第8条第2項第2号から同条同項第8号（下記参照）までの何れかに該当する事項を記載すること。

- (1) 埋立て等の目的
- (2) 特定事業区域の位置及び面積
- (3) 土砂等埋立等区域の位置及び面積
- (4) 特定事業を行う期間（延長する場合に限る）  
※ 期間を延長する場合は、最長1年
- (5) 特定事業区域に搬入する土砂等の数量（増加させる場合に限る）
- (6) 特定事業の施工に関する計画
- (7) 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画

#### 3 変更の理由

変更に至った具体的な理由を記載すること。

#### 特定事業変更許可申請書及び添付図面一覧

書類番号	申請書・添付図面	様式	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	特定事業変更許可申請書	様式第6号		
2	添付図面	任意	① 変更に係る書類で、変更に応じた書類が添付されていること。 ② 土砂等の数量の変更にあつては、当該数量を算出するために用いた変更縦断図、変更横断図及び変更容量計算書 ③ 図面については、許可申請書に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更の内容が容易に把握できるものであること。	

特定事業変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

郵便番号

住所

申請者 氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第10条第1項の規定による変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 前橋市許可 第 号	
変更許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 前橋市許可 第 号	
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		

備考

- ① 前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第7条第3項各号に掲げる書類のうち変更に係る事項に関するものを添付すること。
- ② 変更許可のあつた時は、その都度行を挿入し、日付・許可番号を記入すること。

## 別記 8

### 特定事業軽微変更届出書の記載要領

#### 1 使用する様式

「特定事業軽微変更届出書（様式第7号）」を使用すること。

#### 2 軽微な変更の内容

条例第8条第2項の1号及び同条同項第9号、並びに規則第9条第2項第1号から第3号（下記参照）までに掲げる事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 施工管理者の氏名及び住所
- (3) 特定事業の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
- (4) 特定事業区域に搬入する土砂等の数量の変更（当該土砂等を減少させるものに限る。）
- (5) 特定事業の施工計画の変更（前(3)、(4)に掲げる事項の変更に係るものに限る。）

#### 3 届出の期日

当該変更のあった日から14日以内

#### 特定事業軽微変更届出書及び添付図面一覧

書類番号	申請書・添付図面	様式	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	特定事業軽微変更届出書	様式第7号		
2	特定事業の施工に関する(変更)計画書	別記2を参照	特定事業の期間の変更及び、特定事業区域に搬入する土砂等の数量の変更に係るもの	
3	添付書類	任意の様式	① 施工管理者の住所又は氏名の変更の場合にあっては、住民票の写し ② 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、法人の登記事項証明書 ③ 土砂等の数量の変更にあっては、当該数量を算出するために用いた縦断面図、横断面図及び容量計算書	

特定事業軽微変更届出書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

住所

届出者 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定による許可を受けた事項を変更したので、同条例第10条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 前橋市許可 第 号	
変更許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 前橋市許可 第 号	
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		

備考1 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付すること。

2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、法人の登記事項証明書を添付すること。

3 変更許可のあった時は、その都度行を挿入し、日付・許可番号を記入すること。

## 別記 9

### 特定事業完了届出書の記載要領

#### 1 使用する様式

「特定事業完了届出書（様式第13号）」を使用すること。

#### 2 届出の期日

特定事業を完了した日から10日以内

#### 3 土壌検査（施行規則第15条第2項から4項）

特定事業を完了し若しくは特定事業の期間が満了した時、又は特定事業の許可の取消しを受けた時は、それらの日をもって土壌検査を行う義務を負うものとする。

土壌検査のための試料は、市職員立会の上採取する。

（水質検査が必要な場合にあっても同様とする）

#### 特定事業完了届出書及び添付図面一覧

書類番号	申請書・添付図面	様式	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	特定事業完了届出書	様式第13号		
2	特定事業区域の出来形平面図、出来形断面図及び面積計算書	任意の様式	出来形断面図は、出来形縦断面図及び出来形横断面図とする。	
3	土砂等埋立等区域の出来形平面図、出来形断面図及び面積計算書	任意の様式		
4	埋立て等した土砂の出来形容容量計算書	任意の様式	土砂の容量は、出来形縦断面図及び出来形横断面図より算出すること。	
5	出来形雨水等排水図	任意の様式	排水施設の位置、規模、勾配及び水の流れの方向及び吐口の位置が記載された図面。（排水施設の種類、材料が記載されていること。）	

特定事業完了届出書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

住所

届出者 氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 項の規定による許可（同条例第 10 条第 1 項の変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を含む。）に係る特定事業を完了したので、同条例第 12 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号並びに特定事業を行う期間	年 月 日 前橋市許可 第 号 年 月 日 ~ 年 月 日
変更許可を受けた年月日及び許可の番号並びに特定事業を行う期間	年 月 日 前橋市許可 第 号 年 月 日 ~ 年 月 日
完了搬入土砂量	m <sup>3</sup>
完了年月日	年 月 日

備考

- 完了した特定事業区域の出来形に関する図面を添付すること。  
(平面図、断面図、排水施設図、土砂等容量計算書等)
- 変更許可のあつた時は、その都度行を挿入し、日付・許可番号を記入すること。  
また、数回に渡る変更の時は、(第 回)と明記すること。

## 別記 10

### 特定事業廃止又は休止届出書の記載要領

#### 1 使用する様式

- ・「特定事業廃止（休止）届出書（様式第14号）」を使用すること。
- ・特定事業区域の出来形に関する図面及び特定事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出並びに崩落による災害の発生を防止するために必要な措置に関する図面を添付すること。

#### 2 届出の期日（条例第12条及び施行規則第12条）

- ・特定事業を廃止又は休止した日から10日以内
- ・休止した特定事業を再開しようとする時は、再開する日の10日前

#### 3 土壌検査（施行規則第15条第2項から4項）

- ・特定事業を完了し若しくは特定事業の期間が満了した時、又は特定事業の許可の取消しを受けた時は、それらの日をもって土壌検査を行う義務を負うものとする。
- ・土壌検査のための試料は、市職員立会の上採取する。  
(水質検査が必要な場合にあっては同様とする)

#### 特定事業廃止（休止）届出書及び添付図面一覧

書類番号	申請書・添付図面	様式	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	特定事業廃止（休止）届出書	様式第14号		
2	特定事業再開届出書	様式第15号		
3	特定事業区域の出来形平面図、出来形断面図及び面積計算書	任意の様式	出来形断面図は、出来形縦断面図及び出来形横断面図とする。	
4	土砂等埋立等区域の出来形平面図、出来形断面図及び面積計算書	任意の様式		
5	埋立て等した土砂の出来形容容量計算書	任意の様式	土砂の容量は、出来形縦断面図及び出来形横断面図より算出すること。	
6	出来形雨水等排水図	任意の様式	排水施設の位置、規模、勾配及び水の流れの方向及び吐口の位置が記載された図面。（排水施設の種類、材料が記載されていること。）	

特定事業廃止（休止）届出書

年 月 日

（宛先）前橋市長

住所

届出者 氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 項の規定による許可（同条例第 1 0 条第 1 項の変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を含む。）に係る特定事業を廃止（休止）したので、同条例第 1 2 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 前橋市許可 第 号
変更許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 前橋市許可 第 号
計画期間及び廃止年月日又は休止期間	計画期間 年 月 日 ～ 年 月 日 廃止年月日 年 月 日 ～ 年 月 日 （休止期間 年 月 日 ～ 年 月 日）

備考

- 1 特定事業区域の出来形に関する図面及び特定事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出並びに崩落による災害の発生を防止するために必要な措置に関する図面を添付すること。
- 2 変更許可のあつた時は、その都度行を挿入し、日付・許可番号を記入すること。



## 別記 1 1

### 擁壁の基準

(宅地造成等規制法施行令より抜粋)

(擁壁の構造)

第6条 前略・・・擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとしなければならない。

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第7条 前略・・・鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号に該当することを確認したものでなければならない。

- (1) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- (2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
- (3) 土圧等によって擁壁の基礎がすべらないこと。
- (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
- (2) 土圧等によって擁壁の転倒モーメントが擁壁の安全モーメントの3分の2以下であることを確かめること。
- (3) 土圧等によって擁壁の基礎のすべり出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。
- (4) 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎杭を用いた場合においては、土圧等によって基礎杭に生ずる応力が基礎杭の許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- (2) 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎杭の許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表1を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値。
- (3) 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

(練積み造の擁壁の構造)

第8条 第6条の規定による間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第5項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第4において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
- (2) 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- (3) 前2号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- (4) 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第9条 第6条の規定による擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

(擁壁の水抜穴)

第10条 第6条の規定による擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

別表第2（第7条、第19条関係）

土 質	単位体積重量 (1立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第3（第7条、第19条関係）

土 質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

別表第4（第8条関係）

土 質		擁 壁		
		勾 配	高 さ	下端部分の厚さ
第1種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	70度を超え75度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	45センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	50センチメートル以上
		65度以下	3メートル以下	40センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	45センチメートル以上
4メートルを超え5メートル以下	60センチメートル以上			
第2種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70度を超え75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	70センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	45センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	60センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	75センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	65センチメートル以上
4メートルを超え5メートル以下	80センチメートル以上			
第3種	その他の土質	70度を超え75度以下	2メートル以下	85センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	90センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	75センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	85センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	105センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	70センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	80センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	95センチメートル以上
4メートルを超え5メートル以下	120センチメートル以上			

## Ⅶ その他

---

### 許可の取り消し（条例第20条）

次の場合には、許可が取り消されることがあります。

- 改善命令、事業停止命令又は措置命令違反
- 不正手段による許可取得
- 許可を受けた事業者が、暴力団関係者など欠格事由に該当したとき
- 無許可変更
- 搬入禁止命令違反 等

### 罰則等（条例第27条から31条）

次の場合には、罰則が科せられることがあります。

無許可事業、無許可変更、措置命令違反	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
搬入禁止命令違反、改善命令違反、事業停止命令違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
搬入事前届出義務違反、帳簿記載義務違反、定期報告義務違反、土壌検査・水質検査結果報告義務違反、報告徴収応答義務違反、立入検査忌避	50万円以下の罰金
軽微変更届出義務違反、完了等届出義務違反、書類等保存義務違反	30万円以下の罰金

**問い合わせ先 前橋市環境部廃棄物対策課**

**〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号**

**TEL 027-898-5840 FAX 027-223-8524**

**E-mail: [haitai@city.maebashi.gunma.jp](mailto:haitai@city.maebashi.gunma.jp)**

**HP: <http://www.city.maebashi.jp/jigyousya/376/009/index.html>**